



バックエンド部会細則

2025年9月11日 第63回バックエンド部会全体会議承認

(目的)

第1条 本細則は「バックエンド部会規約」(1002-01) 第1条および第3条に基づき、バックエンド部会（以下、「部会」という）の具体的な運営の方法について定めることを目的とする。

(運営小委員会の職務)

第2条 運営小委員会は、部会の運営の中心となり、部会の運営に関する重要な事項を審議する。

- 2 部会長は、部会を代表し、部会の業務を総括する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは部会長の職務を代行する。

(小委員会)

第3条 部会の事業の実施のために、運営小委員会のもとに、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 部会長は日本原子力学会正会員の部会員より、小委員会委員を委嘱する。
- 3 運営委員は、小委員会委員を兼務できる。

(小委員会の活動)

第4条 当面、部会に以下の小委員会を設置し、各事項を掌握、分担する。

- (1) 出版小委員会は、部会誌の出版に関連して以下の作業をおこなう。
 - 1) 部会誌の発行
 - 2) 出版小委員会の開催
- (2) 選挙管理小委員会は、部会の部会長、副部会長および運営委員を選任するための選挙に関連して以下の作業をおこなう。
 - 1) 投票用紙の作成と部会員への発送、または電子的手段（Web投票フォーム等）による投票方法の準備と部会員への送付または通知
 - 2) 投票結果の集計
 - 3) 投票結果の部会員への報告
- (3) ホームページ小委員会は、部会のホームページの運営に関連して以下の作業をおこなう。
 - 1) ホームページの更新および管理
 - 2) 部会員を対象としたメーリングリストの管理
 - 3) 部会員へのメールの配信
 - 4) ホームページサーバーの運用および管理

- (4) 表彰小委員会は、部会賞受賞候補者から受賞者（案）を選考し、運営小委員会に提案する。
- (5) EAFORM 小委員会は、East Asia Forum on Radwaste Management (EAFORM: 東アジア放射性廃棄物管理フォーラム) に関する以下の活動をおこなう。
 - 1) EAFORM に関する国内外の対応をおこなうこと。
 - 2) 運営小委員会の中から本小委員会委員を 1 名選任すること。
 - 3) 小委員会の委員長を委員の互選により決定すること。
 - 4) 小委員会の運営に必要とされる事項を適宜決定し、運営小委員会に報告すること。
 - 5) 必要に応じて小委員会運営要領を策定すること。
- (6) ポジションステートメント小委員会は、ポジションステートメント（案）をとりまとめ、ポジションステートメント作成 WG へ提案する。
- (7) 事故調査対応小委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会の対応をおこなう。

(改定)

第 5 条 本細則の改定は、運営小委員会が起案し、バックエンド部会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 24 年 3 月 21 日 第 36 回バックエンド部会全体会議制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 24 年 3 月 21 日 第 36 回バックエンド部会全体会議制定
 - ② 平成 27 年 9 月 10 日 第 43 回バックエンド部会全体会議承認、平成 27 年 12 月 14 日 第 2 回部会等運営委員会報告、平成 28 年 1 月 26 日 第 6 回理事会報告
 - ③ 平成 28 年 3 月 27 日 「バックエンド部会細則」に変更 第 44 回バックエンド部会全体会議承認、平成 28 年 4 月 15 日 部会等運営委員会メール報告、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会報告
 - ④ 2025 年 9 月 11 日 第 63 回バックエンド部会全体会議承認、2025 年 10 月 1 日 第 1 回部会等運営委員会報告、2025 年 11 月 4 日 第 4 回理事会報告

附則

- 1 平成 27 年 9 月 10 日承認の内規は、バックエンド部会全体会議承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 27 日承認の細則は、バックエンド部会全体会議承認の日から施行する。
- 3 2025 年 9 月 11 日承認の細則は、バックエンド部会全体会議承認の日から施行する。